

「町民税課税層」における食費・居住費の特例減額措置について

介護保険施設に入所している利用者負担第4段階の方で、下記の要件を満たしている方は、申請により利用者段階を第3段階に変更することができます。

対象要件

- 高齢夫婦等の世帯員2人以上の世帯であり(施設入所にあたり世帯分離をした場合はそれ以前の世帯をみる)、世帯員の誰かが介護保険施設に入所していること
- 世帯の年間収入から、施設利用負担(1割負担、居住費、食費の年間合計)を除いた額が80万円以下になること
- 世帯の預貯金等の額が450万円以下であること
- 世帯の日常生活に供する資産以外に活用できる資産が無いこと
- 介護保険料を滞納していないこと

申請時に必要なもの

- 契約書等施設料料がわかるもの
- 源泉徴収票・給与明細・年金振込通知書等収入のわかるもの
- 預貯金通帳・有価証券等資産がわかるもの